

# 英国の青少年政策の評価

## —責任のあり方をめぐって—

山本 聡

### はじめに

少年の悪行に対して、よく「親の顔が見たい」という言い方をする。しかし、未熟な少年の行為の責任をすべて親に求める者はいないだろう。少年法は、厳罰化傾向にあるとはいえ、少年の可塑性や健全育成という目的のために、大人とは違った責任を規定している。もちろん刑事法上、親に刑罰を科すことは出来ない。したがって、せめて民事裁判で損害賠償という形で加害者側に責任を取らせたいと考える被害者は多い。しかし実際は、民事賠償も支払いが無視されたり、滞ったりして、最後まで責任が果たされることはほとんどない。

こうしたことから、どうしても少年自身に責任の矛先が向けられることになる。昔とは異なり、容易に大人と同じ行為に手を染められる環境の中、メディアによる不遜な青少年イメージが形成され、「大人と同じ責任を」という思考に拍車がかかる。政治や行政による上からの保護・強制とは違い、多様な選択の自由を持ちながら市民同士が相互に「人に迷惑をかけないこと（迷惑防止）」という縛りを設け、結果として自らの自由も制限してしまっている。あらゆる人間に自己決定・自己責任を求め、少しでも非難さるべき結果が生じれば、厳しいバッシングが与えられるという、とても不寛容な社会が出来上がってしまった。

こうしたリスク管理社会の中で、加害者が精神的に問題のある人であろうが、未熟な少年であろうが、受けた被害の責任を加害者側にとらせないと気がすまない市民感情が増幅している。少子化の中で、親の子育て支援や青少年の教育環境の整備が後回しにされ、また被害者に対する制度的補償も十分でない現状では、被害者を可哀想とは思いつつ、手を差し伸べることもせず、ただその憤りや憎しみを加害少年側におつけ、せめてものカタルシスにしているに過ぎないとさえ思える。こうした負の連鎖を断ち切り、特定の個人にだけ悪行の責任を転嫁するシステムを再考すべきだろう。青少年の悪業の責任をどこが負うべきなのか、あるいはまた、どのように責任を分担すべきなのか、もう一度考え直す必要がある。

本稿は、平成19・20年総合調査「青少年をめぐる諸問題」の一環として開催された、平成19年度国際政策セミナーの基調講演「英国は少年犯罪にどう向き合ったか - 英国における子どもの責任・親の責任<sup>(1)</sup>」に関連して、若干のレビューを行うとともに英国の少年司法について論及し、併せて、青少年問題を語るさいに常に問題となる少年（子ども）と親の責任について、親子関係の変化に触れながら言及するものである。

### I 英国の青少年対策と責任のとらえかた

目上の者を通して文化を引き継ぐという垂直的な社会・文化構造ならば、大人に従うことで

(1) 「第1部 クレア・ブルマン氏の基調講演と討論」 本書、pp.9-27. 参照。

無難な青少年期を終えられたが、今日子どもは早いうちから多様な選択と自律を迫られ、その責任を負わされている。こうした極端に水平的社会においては、大人と子どもの区別がなくなり（「子どもの消滅」<sup>(2)</sup>などといわれる）、子どもも対等な社会のパートナーとみなされ、自由と責任が課されることになる。「保護・教育」「健全育成」という理想（従来の児童福祉・少年司法）は、制度成立当時の情熱が冷め、単なる美辞麗句の「甘やかし」とみなされ、批判にさらされ易くなる。「親の愛情と世話のもとで手厚く育てられる子ども」という理想的な家族像は、大人の権威と子どもの依存性に裏打ちされた社会の後ろ盾があってこそその話であり、今や自由という面から見れば、家族は押しつけがましい慈愛だと批判されることもある。

一般的に非行少年は、地域から隔離され、矯正施設に収容されても、数年後にはまた地域に戻ってくる。地域の理解と積極的な関わりなくしては、いつまでも少年はモンスターのまま排斥され、住民は恐怖を払拭できず、悪循環となる。負の連鎖である。

1993年に起きた、いわゆる「バルジャー事件」<sup>(3)</sup>以降、英国のとした犯罪少年の責任への対応は、いわゆる厳罰化であった。1998年の「犯罪・秩序違反防止法」(Crime and Disorder Act)<sup>(4)</sup>では、英米法の原則である“Doli-incapax”（10歳～14歳までの少年の無罪推定原則）を放棄し、10歳から刑事罰に処することを可能にし、非行少年の親に対して命令や罰則を科することを規定した。こうした動きは、米国の厳罰化（子どもを市民社会のパートナーとみなし、大人と同じ責任をとらせる）に相応するよう見えるが、その根底には「子どもを元の子供の鞘に戻し、早いうちから大人の言うことをきかせよう」という考えがみられた。親の子育てや保護・監督を厳格にすれば、子どもの悪行が治まると考えたからだ。しかし、その後も少年問題はいっこうに改善されなかった。単に厳罰によって早いうちから少年司法に取り込むことや少年の親や家庭に制裁を課すことではなく、専門的にリスクファクター（家庭・学校・地域・少年自身）を分析し、状況に応じた早期介入・対応こそが非行・犯罪の防止につながることに気付いたのである。少年や家庭に責任をとらせようとするためには、その前提として、政府や自治体は子どもの成長発達に十分な配慮と援助を行っていなければならないと考えたのである。

以下、本章では、国際政策セミナーの基調講演に沿いながら、英国の青少年政策および少年司法について述べる。

(2) 子どもの相対概念性については、以下を参照。ニール・ポストマン（小柴一訳）『子どもはもういない』新樹社、2001年；土井隆義『非行少年の消滅－個性神話と少年犯罪』信山社出版、2003年；フィリップ・アリエス（杉山光信、杉山恵美子訳）『子ども』の誕生－アンシャンレージュ期の子供と家族生活』みすず書房、1981年；佐藤直樹『大人の〈責任〉、子どもの〈責任〉（増補版）』青弓社、1998年。

(3) 10才の少年2人が、リバプール郊外の線路でジェームズ・バルガー（2才）に激しい暴行を加えた上、線路上に死体を置き去りにした事件。英国社会に大きな衝撃を与え、大衆紙ザ・サンは加害少年2人を終身刑にするよう求める署名をハワード法務大臣に届けたりしたため、英国法務省は事件が世間に与える重大性や、世間の要求に鑑みて、両名の顔写真・経歴・本名の公開を許可した。裁判の様子は、連日新聞の一面に写真入りで掲載され、刑期が15年に延長されるなど世論に動かされる法廷に裁判の公正さについての議論が沸き起こった。欧州人権裁判所の判断で、刑期は延長前の8年に戻され、少年が18歳になった時点で釈放されたが、2人の釈放と新しい人生の構築に関連して4億ポンド（当時のレートで約800億円）の公費が費やされたといわれる。大沼和子、中村秀一「イギリスにおける少年事件報道－バルジャー事件を素材として」『法律時報』73巻12号、2001.11、pp.61-67。参照。

(4) 英国の少年司法改革に関しては以下の文献を参照。浜井浩一「イギリスにおける20世紀最後の少年司法・非行少年処遇改革」『法律のひろば』52巻6号、1999.6、pp.56-65。；山本聡ほか『青少年の非行と教育（少年法ブックレット）』千書房、2000。；山本聡「少年法と保護者に対する命令（Parenting Order）」『刑法雑誌』40巻3号、2001.4、pp.331-348。また、英国内務省（Home Office）〈<http://www.homeoffice.gov.uk/>>、同少年司法委員会（Youth Justice Board）〈<http://www.yjb.gov.uk/en-gb/>>のサイトも参照。

## 1 子ども・学校・家庭省の青少年政策

2007年6月、英国のブラウン政権は、青少年行政の改革を進めるために「子ども・学校・家庭」省を新設した。子ども・学校・家庭省の利点は、従来各機関ごとにばらばらであった子ども関連の諸問題を連携・協力しながら包括的に対応できる責任部局を成立させたことにある。この結果、自治体への財政と権限付与が行われたり、地域のボランティアやコミュニティー団体が協力・連携しやすくなったほか、家庭への具体的で個別的な支援と問題行動に対する多様な命令・罰則を課すことが可能になった。

思想的根底には、「どの子どもも重要である」(Every Child Matters) というポリシーがあり、「すべての子どもが継続的な支援と保護を受け、最善のスタートを切ることが出来る」よう、年齢や地域の実情に応じた政策プログラムが実現されている。

しかし、すべてにおいてうまくいっているわけではないようである。我が国と同様に、メディアや市民が抱く「青少年のイメージ」がネガティブであることや少年司法改革によって刑事責任の下限年齢が欧州中で最年少であるという点など、社会の子どもに対する理解はやはり不足している。政府・行政をはじめ、各関係者とボランティアの地道な調査と真摯な対応が、政策プログラム実現の根底にあることは間違いない。

### (1) 英国の青少年へのイメージと現実

英国のマスコミでは、「今、青少年は危機にある」という報道がされがちだという。しかし実際には、学校での試験の成績や義務教育終了以降も継続して教育を受けている児童・生徒数は、史上最高の水準となっている。一般中等教育修了証(GCSE)の試験では、59%の児童・生徒が、5科目で良い成績を取っている。また、最も困難な地域における学校でも成績向上が見られる。高等教育機関への進学率が77%にまでなっている。ボランティアを志向したり参加している者の割合が最も高い年齢層は、多感な16・17歳の若者であるという。

人種や宗教を異にする人たちに対しては、若者のほうが他の年代層よりも寛容的であり、男女の役割についても、若者のほうが、よりリベラルな考え方を持っている。5人のうち4人、おおよそ8割の青少年が、学校では最大限努力して勉強していると回答している。青少年は、以前よりも、自分の人生に満足している。

### (2) 問題行動を起こす青少年

薬物やアルコールの乱用、不純な性行為、犯罪・反社会的行為など、ハイリスク行動への青少年の関わり中には、EUの他の加盟国に比べて高いものもある。2004年の統計では、5歳から16歳の約10%の児童・生徒が、臨床診断の結果、精神疾患の症状があるとされている。このようなメンタルヘルス上の問題や精神上の疾患については、恵まれない状況にあるほど有病率の割合が高くなるという相関関係が確認されている。生まれた時から不利な状況にある青少年が、ハイリスク行動に関わり、その結果、学校での成績も思わしくなく、最終的にはこれから生きていくための能力を身につけることができないままで終わってしまう場合がみられる。自尊心、自律心、自制心が身につかず、犯罪、十代の妊娠、中途退学、薬物やアルコールの乱用につながる事がみられる。

### (3) 子どもの発達に影響を及ぼす要因

調査では、貧困、階層間格差、家族などの大きな要因があることが分かった。

昔であれば、子どもの発達過程は、大体一定していたが、現在は、以前と比較すると、親離れできない子どもたちが増え、一方、親よりも同年代の子どもたちの影響力のほうが強くなっている。仕事に就くためには、以前にも増して、スキルや資格、それも、ソフト・スキル（具体的な技能や知識でなく、社会性や感情に基づき他人と付き合う能力のこと）が期待されている。機会や選択肢は増えているが、最初から不利な状況にある青少年は、スキルや資源を活用しようとする際、特別に配慮されているわけでないため、教育現場や労働市場などで大きな影響を受けている。発達に一番影響を及ぼすのは、親や家族との関係だと考えられ、また、自由時間を共にする同年代の子どもたちとの関係も大きいという。青少年が自由な時間をどのように過ごすかは、その後の発達に大きな影響を及ぼす。自由な時間に、建設的で有意義な活動に参加することは、その後の人生に非常に大きなプラス効果をもたらすことが、調査結果からはっきりと分かっている。

### (4) 青少年に関するマスコミ報道

青少年に関するマスコミ報道の約71%は否定的なもので、肯定的なものは14%しかない。英国では青少年問題の状況が改善されてきたにもかかわらず、マスコミ報道の約3分の1は、犯罪に関係するようなセンセーショナルなものとなっている。このため、成人の3分の1は、ブラブラしている青少年は問題であると考えている。一方、青少年の約98%は、マスコミは青少年のことをいつも反社会的であるかのように報道していると感じている。マスコミ報道が、青少年の政策に、少なからず影響を与えているようだ。

英国では、青少年向けのサービス提供や政策立案において、これまでどちらかと言えばより良い発達のためのビジョンを明確に打ち出すのではなく、処分や問題を避けるという傾向があった。犯罪、薬物の乱用、十代の妊娠といった優先順位の高い課題について、引き続き取り組み、地域に危害を及ぼすような青少年に対しては断固とした対応が必要ではあるが、その場合でも、一般の市民がこれをどう見ているかということをお忘れてはならない。

## 2 少年司法制度

### (1) 1998年犯罪・秩序違反防止法

少年司法制度は、1998年に「犯罪・秩序違反防止法」(Crime and Disorder Act)が制定されたことにより、大幅に改革された。この法律に基づいて、青少年政策を主導する「少年司法委員会」(Youth Justice Board : YJB)が創設され、その地域担当部局である「少年犯罪対策チーム」(Youth Offending Team : YOT)が、イングランドとウェールズのすべての自治体に設けられた。現在、156のチームがある。このチームは、警察、社会福祉、医療保険、教育・保護監察士、薬物・アルコール依存、住宅等の関連部門の関係者で構成されており、犯罪や非行の再発を防止することが目的である。

犯罪・秩序違反防止法は、当時の労働党政権から出されたグリーン・ペーパー「No More Excuses」(1997年11月)に基づき、1998年9月成立したもので、2000年3月までのパイロット期間を経て、6月よりイングランドとウェールズにおいて全面実施された。「No More Excuses」では、少年非行(犯罪)は地域の問題であり、地域ごとの非行減少戦略が必要であ

るとして、① 責任をとること、② より早い効果的な介入、③ 少年司法委員会をはじめとする諸機関（政府と自治体、司法と福祉・教育・健康等の機関との間）のパートナーシップの3点にポイントを置いた。

①の「責任をとること」に関しては、Doli-Incapax（14歳未満の少年には善悪を判断する能力がなく、検察官は10歳以上14歳未満の少年の有罪を立証するためには、犯罪遂行の意図をもって犯罪行為を行ったことを立証する必要があるというコモンロー）が廃止された。これは、少年の年齢に応じた責任の自覚と迅速な裁判が目的であった。また、補償命令（Reparation Order）は、被害者への少年自身の償いを、養育命令（Parenting Order）は、親の子育て責任と子育て支援を目的としていた。

②の「より早い効果的な介入」に関しては、司法への早期取り込みをできるだけ避けることを前提にしながら、少年の自覚・被害者のケアによる正義の実現のために、少年裁判所の権限が拡大されている。児童安全命令（Child Safety Order）は、早期非行予防のため、外出禁止命令（Local Child Curfew Order）は、非行地域の改善のため、最終警告（Final Warning）は、ダイバージョンと再犯防止対応を目的として、収容及び訓練命令（Detention and Training Order）は、罰・償い・リハビリテーションの結合を目的として下される命令である。より深刻な犯罪行為に対しては、裁判所の命令の下での「第90条第91条」（Section 90/91）の拘束命令がある。拘束命令（王立裁判所）は、成人が受刑する期間と同様の最長期間が青少年に科されることもある。

③の「パートナーシップ」については、YJBが専門機関の設置と地域の諸機関との円滑な協力をその主な業務とし、YOTは地域における実行機関として、多様な活動を期待されている。

## （2）少年司法改革の6つの課題

1998年犯罪・秩序違反防止法制定に当たって、改革すべき課題として次の点があった。

まず第1は、司法手続きの迅速化である。加害少年・被害者のどちらにとっても遅延は不利益であることから、迅速な処理は、3 S（short・sharp・shock）に通じ、少年の教育に効果的である。また、被害者の怒り・苦痛等を早期に和らげることに有用である。適正な手続きをないがしろにするという批判には、長期化が必ずしも慎重な審判につながるとはいえないとし、逮捕から審決までの従来平均時間142日間を半分の71日間以内にするすることで、不当な取調べの機会を減じている。第2に、犯罪被害者との対面による加害少年の責任の自覚が挙げられる。これらは、贖罪、社会的再統合、法律的正義の達成がねらいである。第3に、少年の問題性に応じた処遇を行うことであり、配分的正義や治療的処遇（個別的処遇）の適切化につながる。第4は、行為の重大性および行為の執着性と処罰のつり合いを厳正にしたもので、均分的正義と責任の清算を目的としている。第5は、少年自身による被害（者）に対する償いである。少年自身が主体的に行おうとすることで、贖罪教育が再社会化につながるというものだ。最後に、第6として保護者の責任の自覚および教育・保護支援がある。少年の犯罪非行行為の責任を本人のみでなく、親や地域の協力などによって責任の清算を行い、少年を含めた当該家族の再社会化、社会的再統合を行い、結果として積極的一般予防（良識の強化・維持）につながるのではないかと考える。この考え方は、

## （3）少年司法改革のポイント

関係修復的司法（Restorative Justice）、被害者への償い（Reparation to Victim）、親の責任（Parental

Responsibility) の3点が少年司法改革の重点ポイントである。

そのため、加害者、被害者、地域の3者が犯罪のコストおよびリスクを分担するという「関係修復的司法」が取り入れられた。少年の場合は、刑罰ではなく教育・福祉的なサポートが必要であるという考え方から、司法機関としての少年裁判所で命ぜられるサンクションは、刑罰に限られず、ボランティア、被害者への謝罪、被害者への奉仕、地域への奉仕、地域での外出禁止令、親の子育て支援、カウンセリングなどあらゆる資源を利用しようとしている。そのための財源は約14億ポンド(約3220億円)であり、主にソーシャルサービス関係からのものが60%、警察関係からは13%、プロベーション関係からは12%、教育関係からは8%、厚生・保健関係から7%、という割合である。自治体はこうした財源を利用して少年犯罪の防止に努める政策を考えることになっている。財源から見ると、福祉的側面がかなり強いことがわかる。

#### (4) 親の責任 (Parental Responsibility) について

少年司法改革のポイントのひとつであった親の責任について、少し詳しく述べる。

養育命令 (Parenting Order) は、親の責任を明確化し、責任を負わせるだけではなく、親自身にも何が問題なのかを自覚してもらい、必要な教育・福祉プログラムによる保護・支援を行うことにより、少年犯罪の再犯防止につながると考えられている。

①目的：保護者に対する命令として従来「誓約命令」(Binding Over)があったが、非行少年の保護者の多くには、保護能力や意思が欠けているため、少年の指導監督を親に誓約させるだけでは効果がないことから新設されたものである。

②言い渡し：刑事・民事・家庭裁判所のいずれにおいても言い渡すことができる。この命令は、保護者の監督下にある少年(10~17歳)が有罪判決を受けるときに言い渡すことができる。また、反社会的行為命令および性犯罪命令を受けた10歳以上の少年および若者にも適用される。さらに、10歳未満の児童保護命令 (Child Safety Order) を受けた少年にも言い渡すことができる。1996年教育法443条(学校出席命令に従わない)、あるいは444条(登録された生徒の学校への通常の参加を拒否)に違反してペナルティーを科せられた、いかなる場合にも付随して言い渡すことができる。いずれの場合でも、必ずしも保護者の同意を必要としない。

③処分の内容：大きくは2つに分けられるが、少年の性格、能力、交友関係、および犯罪への執着性などによりその他の条件を付することができる。第1は、保護者に対するカウンセリングもしくはガイダンスに参加する義務(1週に1度以上3か月まで)。このカウンセリングもしくはガイダンスは、子どもの保護に必要な支援プログラムである。例えば、子どもにしっかりした行動を身につけさせること、また思春期の欲求に対してチャレンジするための効果的な対応の仕方などである。第2は、逸脱しそうな子どもを適切に監督すること(12か月間)。この命令が言い渡される場合、処分決定と同時に、プロベーション・オフィサーもしくはソーシャル・ワーカー又はYOTのいずれかから指導担当者が任命され、命令の実行状況が監督される。その他の条件として、読み書き能力や数的思考能力が欠けている者は、学校その他の教育機関の指導を受けるため、通わせ課題を行わせること、暴力的、破壊的交友関係あるいは年長者との接触を禁じ、ショッピングセンターや監督困難な場所への立ち入りを禁止すること、夜間のある時間帯を家で過ごさせ、有効な監督ができるようにすること、きれやすい少年またはアルコールや薬物依存傾向のある少年は、親を専門プログラムおよびコースに出席させることなどがある。

④命令違反：命令に従わないもしくは実行されない場合には、保護者に罰金を科すかどうかの公聴会が開かれる。命令違反と認定されれば、最高1,000ポンド（約23万円）までの罰金がい渡される。

以上のように、英国の青少年対策は、家庭・地域社会・学校・少年自身そして国や自治体、さらには少年司法機関それぞれの責任分担を明確化している。責任を曖昧にしておくと、どこかに過剰に責任が転嫁され、結果としてどこも責任を取らなくなる。子ども・学校・家庭省が責任部署として最終的な責任を引き受ける強い意思を持つことで、地域の実践プログラムが活発化し、有効に機能しはじめているようだ。

## II 親子関係の変容

本章およびⅢ章では、子どもと親の責任について考えてみる。まず、本章では、有機的な複合関係にあった「親子関係」が、子どもの権利が確立されたことによって変容したことを述べる。

子どもに関する先進国の法の動きは、表面的には「保護主義」から「責任原理」へと大きく変化している。法律は、子どもたちの「ニーズ」を「権利」と置き換えるという、とても魅力的な方法で子どもの権利を確立してきた。子どもは親とは独立して権利を有し、行使できる主体に高められた。もちろん家族の意義や親の責任についてその重要性をうたい上げはするが、そこに描かれる家族像は、従来のような有機的な家族ではなく、権利・義務の秩序化された市民社会的家族像に根ざしている。そこでは、親の指示や指導は、子どもの権利行使とのバランス上あらわれる教育的アドバイスに過ぎなくなってしまう。子育てに必要な暖かい配慮や寛容性、しつけに必要な厳格さ、さらに親の判断で決定する（パターンナリスティックな）権限、といった現実の親子関係の根底にある有機的な複合関係は、決して法律で規定された権利・義務関係では成立し得ないところにある。今日、地域社会の減退と核家族化の中で、子育ては一層母子の煮詰まった関係に孤立化してしまう傾向がある。このことが子育ての負担イメージと無関係ではない。

いままで親-子関係に亀裂が生じたとき、理想的な家族関係を取り戻そうと急ぐあまり、他律的に修復しようと、保護-依存関係を強いてこなかつたらうか。親子関係に最も必要な、有機的な絆をより一層冷淡にし、かえって脆弱化させてしまっていなかつたらうか。子育ての親への義務化は、一時的に子どもの逸脱行動を抑え込む力にはなるだろうが、子育てを堅苦しい義務的行為におとしめているように思えてならない。

親-子関係は、法的に把握された社会的関係（子どもを市民として、そして権利の主体として見る）、あるいは法的に親-子関係を擬制した権威的關係によって回復しうるものではない。自然の親子の關係が法の手により「権利」という概念の中に再構築されたとき、「親子関係」を概念的に「親」-「子」の關係へと分解してしまう。「権利」という概念自体がそもそも孤立した個人を基礎に成立した概念であり、権利を享受するためには、その対岸にある義務が遂行されてはじめて得られる利益であるからだ。「義務は自律的だが、権利は他律的」<sup>(5)</sup>である。なぜなら、義務は単独でも成立しうるが権利はあくまで他者の同意を得てはじめて発生するものだからだ。他者の良識と善意が前提なのである。あらゆる権利が消滅しても義務は残るが、

義務が消滅すれば権利の方は存在しえない。人間らしく扱われる権利があると声をからして叫んでも、周囲の人々がそれに同意しなければ、どれほど立派な権利を有するかを証明しても意味がない。相手を殺すことを思い止まることはできても、自分が殺されることを相手に思い止まらせる確実な手立てはない。権利要求が功を奏するのは、要求の正しさが認められたからではなく、要求する側の力が認められたからだ。シモーヌ・ヴェイユが「義務の概念は権利の概念に先立つ」という命題を掲げ、義務基底的に権利を再構成したのは、こうした理由があったからだ。自分と他者を比較する権利主張は、個人的なものである以上、人と人との間に連帯ではなく分裂を生み、相手の心に共鳴ではなく警戒をかき立てるだろう。

もともと、子どもの依存性は人為的に作り出されたものではないし、従属性・劣等性といった抑圧される側のネガティブな要素として理解されるものでもない。子どもの依存性は、親子関係の相互的な帰属の一形態に過ぎない。したがって、子どもの権利とは、子どもを保護の客体から権利の主体へといった、つまり「子どもが自分の自律的な意思で権利を行使できる」とか、子どもの利益を親から切り離して、子ども個人の利益と読み替えることではない。子どもの最善の利益とは、権利の名の下に孤立化させられた利益（市民的自由の権利）なのではなく、有機的な親子関係の中にある利益なのである。

アメリカの児童法学者 J. F. ゴールトシュタインは「裁判所は人間関係を形成することができるように振舞うが、実際に裁判所ができることは、すでに人間関係が存在する場合にそれを承認し、人間関係がこれから形成される場合にその可能性を保証することにすぎない。…法は人間関係を破壊することはできるが、強制によって人間関係を形成することはできない」<sup>(6)</sup>と述べている。

### Ⅲ 親と子の責任－保護と依存の関係

前章でも少し触れたが、本章では親子関係を考える際に、常に大きな問題となる子どもの自律をめぐる親子間の保護と依存の関係について述べる。

自律を尊重しながら子どもを育てていこうとすると、必ず直面する問題がある。ひとつは、「子どもは十分に分別があるのだろうか。仮に分別があったとしても、自己決定ができるほどまともな分別であろうか」ということであり、もうひとつは「子どもの自己決定できるという能力に制約を加えることが、子どものためになることもあるのではないか」という疑問である<sup>(7)</sup>。

確かに、子どもを親の所有物とみなし、親の言いなりにしてきた時代があった。だから、自分のことは自分で決めることのすばらしさを「自律権」と置き換え、不合理な親の権威に対抗

(5) シモーヌ・ヴェイユ (山崎庸一郎訳)「根をもつこと」『シモーヌ・ヴェイユ著作集5 新装版』春秋社、1998、pp.207-326。副題は「人間に対する義務宣言への序曲」といい、義務基底的権利の再構成を行っている。最近では、富原真弓『シモーヌ・ヴェイユ』岩波書店、2002。にも詳しく解説されている。また、子どもの権利を関係の権利論から説くものとして、大江洋『関係の権利論－子どもの権利から権利の再構成へ－』草書房、2004。倫理学の側面から子どもの権利と子どもの生を説くものに、O'Neill Onora Sylvia "Children's Rights and Children's Lives," *Ethics*, 98(3), pp.445-463. がある。オノラ・オニールは「子どものよき生を保障する判断基準として、子ども自身が有するという権利観念よりも子どもに対する大人の側の義務観念の方が優れている」として、実定的な権利の基礎付けのあり方として、さらなる基本的権利によって基礎付けることより、子どもに対する大人の側の義務の観念によって基礎付ける方が理論的に優位だと説く。

(6) ジョセフ・ゴールドシュタインほか (中村たえ子訳)『子の最善の利益①子の福祉を越えて』岩崎学術出版社、1991。(原書名: Goldstein, J et al., *Beyond the Best Interest of the Child*. 1973.)

(7) 山本聡「子どもの責任と刑罰のゆくえ」『チャイルド・サイエンス：子ども学』3巻、2006、pp.36-37。



してきたのである。特に「子どものため」と言いながら、実は「親の都合」でしかない場合に、有効な戦略（少なくとも、いやだと拒否できること）として機能してきた。一方、どんなに自律を尊重する親であっても、例えば、自己決定が「自分勝手」を助長はしないかと心配したり、子どもは自己決定権を過剰に行使しているのではないかという感覚をどこかに持っている。だから、どんな親でも、そうした心配が重なると、時として、「権利には義務が伴う」などと諭したり、「本当に責任がとれるのか」と再考を促したりする。それにもかかわらず、子どもが「自分で責任とるからいいだろう」などと簡単に言い切ってしまうと、今度はその軽率な判断の一方で深い悲しみがあることを示し、「〇〇が悲しむぞ」などと情に訴えかけたり、自分一人の問題ではないという意味で「親から授かった身体ではないか」などと言ったりする。

少なくとも心のどこかに「押しつけることも、その子を大切に思っているからなのだ」という思いがあり、「子どもを尊重すること」の中に、時に「子どもの言うことと反すること」があるからなのであろう。子どもに辛い思いをさせたくないという思いは、子どもの好きにさせて失敗を体験させるよりも、一層「その子を大切に思っているから生じるのだ」と親は信じて疑わない。確かに、都合のいいように親が勝手に決めることと「子どもを思って親が決めること」とは少し違う。逆に、親を抜きにして子どもが都合のいいように決めてしまうことや、放任のあげく「勝手にすれば」という言い方も子どもの自己決定とはいえないだろう。

子どもにとって、自己決定に意義があるのは、自分で決めることに「価値」があり、たとえ失敗しても、過ちから学んで成長するからに他ならない。ただその場合、必ずやり直せる機会が与えられていることが重要である。「自律を尊重する原理（自己決定）」と「一定の制約をすする原理（パターナリズム）」は、子育てにおいては必ずしも対立する概念ではなく相互補完的に働いているものなのである。時に、子どもの権利主張が社会関係に中断をもたらすように見えるのは、「保護－依存」という慣性へのかく乱が違和感となって感じられるからに過ぎない。それは実は、関係性の否定ではなく、むしろ自律への始まりと見ることができる。権利の主張は、自分の有意性を確立するという優れて言語的な営みであり、子どもが「ことばの力」を身につけたかどうか（成長）のメルクマールでもある。しかし一方、「私に権利がある」と主張することは、相手に何も語らせない強い意思やコミュニケーションの断絶を感じさせてしまう欠点を持っている。自律とともに相手や社会に対する「感受性」を子どもに身につけさせることこそが大人にとっての責任といえるだろう<sup>(8)</sup>。

#### IV 法的責任－刑事責任年齢について

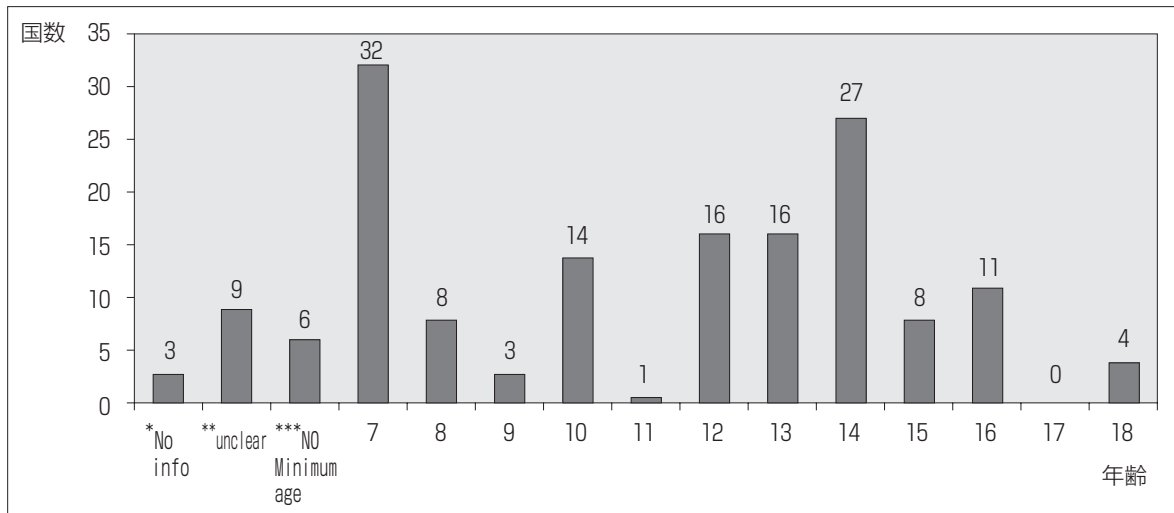
前章まで、変容する親子関係について述べてきた。本章では、子どもの責任について、刑事責任年齢を通して考えてみたい。

ここに、国連・子どもの権利委員会に提出された締約国報告書をもとに2004年4月、義務教育修了年齢・最低就業年齢・婚姻適齢・刑事責任年齢についてまとめられた *At what age?* という資料<sup>(9)</sup>がある。下図は、同資料に掲載された世界125か国の刑事責任年齢の下限を比較したグラフである。

(8) 山本聡「低年齢の子供の犯罪にどう対処するか－厳罰化で問題は解決しない」『論座』115, 2004.12, pp.82-89.

(9) Angela Melchiorre, *At what age?...are school-children employed, married and taken to court?*, Second edition, Right to Education Project, 2004. <[http://www.right-to-education.org/content/age/age\\_new.pdf](http://www.right-to-education.org/content/age/age_new.pdf)>

図 刑事責任年齢の下限



(出典) 脚注 (11), p.11.

(注) \* No info : 情報が得られなかった国、\*\* unclear : 確認できない国、\*\*\* No Minimum age : 下限年齢の規定がない国

これによれば、7歳と14歳が突出していて、いわゆる義務教育課程の年齢に集中していることがわかる。これは、読み書き中心の教育課程が始まる年齢と大きく関連していると考えられる。

この資料における刑事責任年齢の捉え方は、国によりいくらか異なっているものの、大きく3つのカテゴリーに分けられているようだ。つまり、① 犯罪を犯す能力無しとされる絶対的刑事未成年、② 自由を与えられていない下限年齢、③ 反証しうる刑事無能力年齢 (いわゆる *Doli-incapax*) の3つである。また、これらの年齢は、就業年齢や結婚適齢とも関係があるようだ。就業年齢や結婚年齢が早い国では、相対的に刑事責任年齢の下限も低くなる傾向がある<sup>(10)</sup>。大学進学率が高い国や、少子化およびニートが問題視されている先進国では、青少年へのマイナスイメージから逆の現象が起きている。

日本の刑事責任年齢は2000年の少年法改正で14歳以上となったが、義務教育期間中は実務上刑罰を与えられないため、事実上16歳のままである。改正後、現在までに14、15歳の義務教育年齢の少年に刑事処分が言い渡された例はない<sup>(11)</sup>。また、再改正で触法少年に対する少年院送致がおおむね10歳以上に言い渡せるようになったが、実務上、触法少年の保護処分の下限は10歳だとされる<sup>(12)</sup>ので、実際には10歳～13歳は従来と変わらず児童自立支援施設に送致されるようだ。

日本の刑事司法の伝統とされる「厳格と寛容の使い分け」は、ここでも見られる<sup>(13)</sup>。そもそも日本の検察官や裁判官は「犯罪者を正したいという願望」が強く、取調べや法廷において

(10) 山本聡「少年への処罰と責任—トワイライトゾーンの行方—」斎藤静敬先生古稀祝賀記念論文集刊行委員会編『刑事法学の現代的展開—斎藤静敬先生古稀祝賀記念』八千代出版、2005、pp.97-117.

(11) 全司法労働組合本部少年法対策委員会編『「改正」少年法運用状況の調査結果のまとめ』2003、および「第6回『改正』少年法運用状況調査結果まとめ」全司法のHP <<http://www.zenshiho.net/shounen/08.html>>を参照。

(12) 田宮裕、廣瀬健二編『注釈少年法 改訂版』日本評論社、2000.

(13) D. T. ジョンソン (大久保光也訳)『アメリカ人のみた日本の検察制度—日米の比較考察』シュプリンガー・フェアラーク東京、2004、pp.243-246.; 山本聡「刑事司法過程における矯正のメカニズム試論—犯罪者の矯正とゆるしの構造」『法律論叢』77巻4/5号、2005.2、pp.399-423.

厳格な対応をすることで被疑者・被告人の更生可能性を判断し、その態度に応じて寛容に量刑（求刑）を決めて行くのだといわれる。日本人にとって、罪の自覚と反省に対しては寛容に、権利主張と言いつつに対しては厳罰に動く傾向があるようだ。未熟な存在であることも同様に評価されると推測できる。

アメリカの詩人ロバート・ブライは「今時の若者たちは…自分のことは自分でやり、自分だけで進みうまくやっていくのがルールと考え、すべてに対して辛辣であり、その辛辣度によって自己を主張している。年長者にも年下にも無関心で、あらゆるものに対して恩知らずであり、感情が薄っぺらで受け身であり、いつも落ち込んでいる。…大人と真剣な対話をすることも、十分に愛されているという実感も持てない子どもは、同年代の子どもたち同士の評価ばかりを気にするようになり、皆と同じでいなければならない、まじめなことを言って皆から浮いてしまったり、目立ってはいけないという強迫観念にとりつかれて、感情を表現する能力そのものを失ってしまっている。」<sup>(14)</sup>と表現している。

大人と子どもの関係は、相対的概念のせめぎ合いで変化する。大人と子どもの境界があいまいになれば、子どもに厳しいまなざしを向けざるを得ず、自己責任を求めることになる。

## V 地域社会・学校・家庭の協働のために

子どもと親の関係が変容するなか、子どもと親を取り巻く社会的環境である地域社会・学校・家庭の果たす役割－責任について、簡単に触れることにする。

子どもを育てる責任があるのはもちろん親である。我が国では子育ての分担や時間の割合が極端に夫婦で異なっている。子どもとの接触時間は母親が父親の約2.5倍で子育ての大半を担っている<sup>(15)</sup>。子どもの責任は親にあると仮定すれば、わが子の非行の責任は母親にあるということになる。しかし、社会は家族だけで構成されるものではない。親子関係が時代や社会的背景とともに変化し、家族と地域社会が子育てに関する共通のプラットフォームを持ち得ない社会をどう運営して行くのかは、やはり政治や行政の仕事である。自由な社会の中で、親の知らないさまざまな影響を受け、親の思い通りには子は育たなくなっている。近所付き合いの煩わしさが希薄になった反面、地域の支援は期待できない。子育てに悩み、相談する窓口は地域の行政機関かNPOであろうが、これらは横のつながりに乏しく、専門性（発達心理や小児精神医学など）の質も高くない<sup>(16)</sup>。親と一緒に悩みはするが、対応が見つからず共倒れすることが多い。親が子育てに振り回されないためにも、国は子育てのあり方を研究・分析し、自信を持って子育ての方針を提示すべきであろう。そして、そのための環境整備や指導支援機関設置はやはり政治の仕事であるだろう。その上で子どもの悪行に対して親や子どもに自己責任を問うのが道理であろう。

(14) ロバート・ブライ（荒木文枝訳）『未熟なオトナと不遜なコドモー「きょうだい主義社会」への処方箋』柏書房、1998, pp.327-328（訳者あとがき）。（原書名：The Sibling Society）ロバート・ブライは、アメリカの代表的シュールレアリスム詩人であり、アメリカの青少年像をとおして現代の青少年を的確に表現している。

(15) 国立女性教育会館が平成16・17年度に行った『家庭教育に関する国際比較調査報告書』参照。〈<http://www.nwec.jp/jp/publish/report/page16.html>〉

(16) 特定非営利活動法人日本子どもNPOセンターが佐藤一子東大教授のグループと協力し、全国の子どもの健全育成を主目的とするNPO 662団体を対象にした初の実態調査の報告書『子どもNPOと行政の協働に関する調査報告書』2005.を参照。

2007年7月、英国子ども・学校・家庭省は、「青少年のために高みを目指す」(Aiming high for young people : a ten year strategy for positive activities) という「10年戦略」を開始した。これにともない「青少年リーダーシップ研究所」(National Institute of Youth Leadership) や「英国子育て実践学院」(National Academy for Parenting Practitioners) を設立したという。青少年の主体性や社会性の養成ならびに親の養育サポート、指導・改善を目的としている<sup>(17)</sup>。そこでは、指導者に対する研修を行うとともに、この指導者が地域社会において、直接親をサポートするケースワーカー、教師、医療や警察などの関係者に対して研修を行い、ひいては子どもに対する親の対応を改善し、サービス全体の改善を実現する。また、教育・養育に関する国の学術研究の拠点、地域の実務的なサポートや解決策を提供する拠点となるものでもある。

この意気込みは見習うべきものがある。なぜなら、将来の国家の構成員をどのように育てるのは、家庭だけの仕事ではないからである。

おわりに

「悪を正したい」という私たちの願望の強さと、警察の検挙率の高さという組み合わせが、日本の刑事司法システムの寛大性(相対的な「刑罰の軽さ」)を支えてきた。しかし、効率化と格差社会の中で、個々の人間の持つ可能性が増大する一方で、人の弱さや利己心が増幅され、社会の脆弱性があらわになっている。善悪の判断のハードルが下がり、容易に犯罪に手を染めやすい環境が周囲にある。刑罰制度に以前のような抑止力や規範意識の回復を期待することは困難になってきている。かつての共同体社会が持っていたといわれる倫理や道徳などの儀礼的抑止力を懐かしむ年配者も多いが、こうした回顧主義的道德観の再生には、社会の共通したプラットフォームが必要である。「他人に迷惑をかけないこと」という程度の個人の行動制限では、ほとんど意味をなさない。他人とは誰のことを指し、迷惑の程度や範囲がどこまでなのかを個人がそれぞれ決めているからである。

秩序を乱す子どもは処刑か処罰かそれとも援助されるのかという問題は、子ども自身の道徳的な成熟(発達)の問題とされることが多い。しかし実際は、子どもにどう対処するかという問題は、社会の側の道徳的な成熟度の問題である。本気で子どもたちを良くしようと考えているのかどうか、時の立法者が子どもに対する(自らの)責任を問い返す態度を持っているのかどうかにかかっている。アメリカが少年の自己責任を問うている間に、英国は大人の責任と子どもの責任をお互いに分担する方策を見出し、いま手をつけたばかりである。日本はいかなるスタンスで大人と子どもの責任をとらえていくのか、少子化の今真摯に考えねばならないだろう。

(やまもと さとし)

---

(17) 前掲注(1)参照。